

法文献学の試み

——学内プロジェクトの中間報告——

田島 裕、篠田達郎、滝口 力

第1章 序文

筑波大学（大塚校）大学院の講義科目として「法文献学」という科目が1990年4月から新設された。この講義は、法律学を学ぶための文献の探し方と論文を書くための基本的な技術を学ぶことを目的としたものである。実際に講義を担当したのは田島であるが、様々な領域の専門家の協力を得て、初年度の講義を無事終えることができた。^① この講義を進めるに当たり一番苦勞した点は、法律文献情報をどのようにして集めるかということであった。筑波大学（大塚校）大学院企業法学専攻は創設されてから2年しか経っておらず、図書館には法律文献がほとんどない。コンピュータの法律文献データ・ベースが最近ではかなり利用しやすい状態になっているので、この利用可能性について早急に検討することにした。幸い、弥永真生助教授（当時講師）の努力により、「コンピュータによる法律文献情報検索の改良」を学内プロジェクトとして認めていただけたので、本稿で紹介するLEXISを初め、その準備のために多くのことを試みることができた。本稿はその結果の中間報告である。^②

ところで、田島の責任で本稿を書いているが、丸善情報サービス事業部の篠田氏とイースト株式会社の滝口氏にも執筆に加わっていただくことにした。その理由は、本稿を読んでいただければ自ずから明らかにな

るが、既存のデータ・ベースの利用については篠田氏の、また新しいソフトウェアの開発の部分については滝口氏の協力なしには、このプロジェクトを進めることは不可能であったからである。本稿は講義そのものを記録したものではないし、法文献学の教材としての意味もない。上述のプロジェクトで既に完成した部分（および現在作成中のシステム）を詳細に説明し、スタッフに大いに利用していただくとともに、将来の改良のために協力を求めることに主眼が置かれている。特に LEXIS に関する章は、簡単なマニュアルとして利用していただくことを念頭において書いたので、他の部分に比して多少詳しくなっている。

第 2 章 法律学にコンピュータを導入することの意義

(1) 法学部におけるコンピュータ利用の現状

コンピュータは便利な道具であり、法律学でも利用できる場所は多い。しかし、これを使いこなすために色々なことを覚えなければならないし、基本的な設備を整えるまでに相当な時間と費用がかかるので、コスト・ベネフィットを考慮して、結局、我が国の法学部ではほとんど利用されていない。アメリカではロー・スクールに特別の部屋が作られていて、数人のコンピュータ専門家が、常時、法律学の教育研究活動に協力している。筆者が、特にレキシスの利用を考えたのも、アメリカでのコンピュータ利用の経験からであった。法律文献情報データ・ベースとしては、LEXIS と WESTLAW[®] が優れており、アメリカの主要な大学では、これらを利用するための特別講義を提供するとともに、別室においていつでも利用できる状態になっている。企業法学で設置しようとしているシステムは、そのような総合的なものである。

(2) 利用可能なデータ・ベース等

最初に、現在、法律学の研究に役立つデータ・ベース等を簡単に紹介しておこう。まず第一に、LEXISとWESTLAWであるが、これらは主としてアメリカの法令、判例、二次的法源、その他の法文献資料を調査し、原文を容易に入手できる道具である。内容の点では両者にそれほど大きな違いはないが、それぞれが検索方法などの点で工夫をこらしており、いずれを選択するかは利用者の好みによる。大学等では、両方を利用できれば都合がよい。筆者の場合、大学の予算の都合からLEXISのみを利用しているの、これについて紹介することにするが、これに関する説明は、WESTLAWにも基本的にあてはまる。

後に述べるように文献の引用などが分かれば、原文を短時間で入手できるが、普通は検索項目を入力して、関連文献を調べ、その中から読みたい文献を選択して印刷する方法がとられる。アメリカ法の文献は既に余りにも膨大になりすぎて、単独の弁護士には整理しきれないほどの量になっている。そこで、1965年にオハイオ州の弁護士が中心となってLEXISが作られた。^④ これは爆発的に利用されるようになり、現在では多くの目的に利用できる便利な法文献情報データ・ベースにまで発展している。^⑤ これは、基本的にはアメリカの弁護士が利用することを念頭において作られている。しかし、オンライン・システムになっているので、自分の研究室にいて、自分の都合のよい時間に、数日前のアメリカの判決や行政規則なども容易に原文を入手でき、学術研究のためにも大いに役立つ。この内容については、第3章で詳しく説明する。

ここでは、次にオンライン以外のメディアであるCD-ROMによる検索のことも少しふれておこう。三省堂の六法全書、岩波書店の広辞苑などをすでに利用している方が少なくないと思われるが、これは音楽用

のコンパクト・ディスクにデータを記憶させたもので、再生専用のコンピュータ・メモリ(ROM)として利用しようとするものである。スイス法やヨーロッパ共同体法などに関するディスクもあるが、企業法学では、Index to Legal Periodicals をまず導入した。これは法律関係の著書、学術論文、判例評釈などの索引データ・ベースであって、日米法学会の機関紙「アメリカ法」の編集のための基本資料として長年使われていたものである。アメリカでも、論文を書きはじめるときにまず調査するのがこの文献である。従来は、数年毎に一冊の本として刊行されるとともに、簡易製本の速報版の形で作られていたものであるが、これまでのすべての情報が一枚のディスクに収められた。^⑥ そして、このディスクは毎月改定されることになっている。

これらに類似したものは日本にもある。例えば、オン・ラインのデータ・ベースについて言えば、LEX/DB がある。この場合、判例で使われる言葉が検索のキー・ワードとなっており、検索項目を特別に付けたデータ・ベースに比べればかなり漏れのない検索ができるようになっているが、利用できるコンピュータの機種が限られていたり、判決の原文を入手するのに制約があり、あるいは費用がかかりすぎ、多少の不便がある。^⑦ CD-ROM についても、法律判例文献情報や判例 MASTER 等、いくつか利用できるものがあるが、現状では、判例の原文をそのまま入手できないことなど、学術的な目的には不十分なところが多い。^⑧ 将来、大いに改良されるであろうが、当面は、主としてアメリカで準備されたデータ・ベースなどを利用することが得策であると思われる。これだけでも、東京大学の外国法文献センターの資料に匹敵するものを各研究室に備えたことと同じ意味をもつ。

(3) 改良の必要性

アメリカのデータ・ベースを利用する場合、日本のコンピュータとの

相性が問題になる。IBM や Macintosh を導入すれば問題は少ないが、これまで日本のコンピュータを使ってきた人には新しい負担が増えることになる。印刷機の相性などを考えて買い換えるということになれば、普通の研究者には耐えられないほどの経済的負担になる。前述のように、日本のデータ・ベースも日に日に改良されており、その点も考慮に入れば、現在使っている機械を改良して、自分の目的に役立つように改良するのがよいという結論になった。独自に改良する必要性は、後に述べるような技術的な面にもある。

第3章 レキシスによる法文献情報の検索

(1) データ・ベースへの接続と終了の方法

A. 接続の方法。改良の仕方について考察する前に、利用の中心となる LEXIS 等がどのようなものか、内容を説明しておくべきであろう。オン・ラインのデータ・ベースを利用する場合、指定された電話番号をコンピュータで入力し、通信ソフトウェアでその番号に接続されると、利用者の特定のためにパスワードの確認が行われるが、この手続きは LEXIS などのアメリカのデータ・ベースの場合も全く同じである。LEXIS の場合、代理店の専用回線のノード局（交換機が設置されている場所）に電話が接続されると、please log in : と表示されるので、MDC と入力し、その次にターミナルの型を聞いて来るので、.VT 100(TTY でもよいが、画面が読みにくい⁹⁾) と入力する。最後に自分の ID 番号（パスワード）を入力すると、LEXIS の初期画面（図4）になる。以上のプロセスを画面で示せば、図1のようになる。

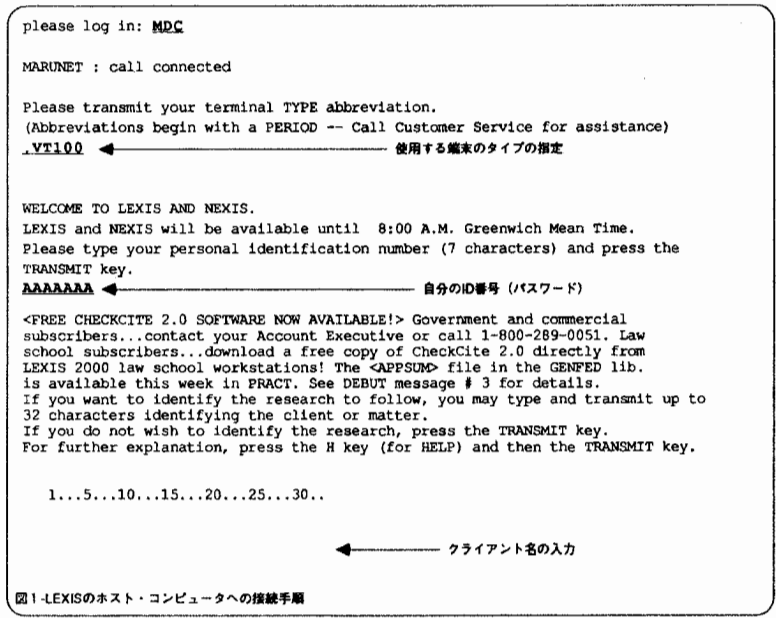


図1で30文字を入力できる画面は、クライアント・スクリーンと呼ばれる。LEXISは弁護士事務所で使われることを念頭において作られているので、最初にどの依頼人（または事件）に関する調査であるか、はっきり記憶を残すために、名前などを入力しておくための画面である。この必要がなければすぐに実行キーをおせばよいが、大学などで各研究者の予算が割当られていて、利用の記録を残す必要があれば、その名前を入力するルールにしておくべきである。この画面の次にLEXISの初期画面（図4）が表示される。

三四九
（四八）

B. 終了の方法。さて、調査が終了した場合、あるいは中止したい場合、電話回線の接続を切る必要がある。どんな画面でも、“so(Sign Off)”と入力して改行キーを押すと、LEXISは図2のような画面を表示して、現在の調査結果を保存したいかどうか聞いてくる。

DATE: OCTOBER 5, 1991
LIBRARY: GENFED
FILE: US

If you want to save and resume your research on this problem later today (until 2:00 A.M. Greenwich Mean Time), press the Y key (for YES) and then the TRANSMIT key. If you do not, press the N key (for NO) and then the TRANSMIT key. After you exercise one of the above options, the time used in this research session will be displayed. If you do not want to end this research session, press the SIGN OFF key again. For further explanation, press the H key (for HELP) and then the TRANSMIT key.

図2-LEXISの終了手順

もし結果を保存したければYと入力すれば、直前の検索式（これについては後述）と検索結果の文献をその日の間は記憶して保存してくれる。Nと入力すれば、結果はすべて消去される。Yと入力して保存した場合、同じ日の間に再びLEXISに接続すると、つながった時に図3のような画面が表示される。もし先程の検索を継続したければ、ここでYと入力すればよい。ちなみに、LEXISでは大文字と小文字の区別をしないので、どちらで入力してもよい。

A new research session begins each time you transmit your personal LEXIS number.

Each research session is timed separately. Your last research session today ended at 2:47 A.M. Greenwich Mean Time and took 10 MINUTES, 36 SECONDS. The number of searches executed during the session was 1.

DATE: OCTOBER 5, 1991
LIBRARY: GENFED
FILE: US

If you want to continue this research, press the Y key (for YES) and then the TRANSMIT key. If not, press the N key (for NO) and then the TRANSMIT key. For further explanation, press the H key (for HELP) and then the TRANSMIT key.

図3-LEXISの再接続手順（検索結果を保存して終了した場合）

(2) 検索の基礎知識

A. 文献の直接表示。自分が入手したい文献（判例、論文、法律、規則等）の引用(citation)が分かっている場合には、LEXSEE又は

LEXSTAT を利用することによって、その原文を直接入手することができる。LEXIS のどの画面でもこの機能を利用できるが、その引用の仕方は、原則的に Uniform System of Citation（通常、ブルー・ブックと呼ばれる）に従わなければならない。若干の実例を示しておこう。

lexsee 480 us 102 （合衆国最高裁判所判例集 480 巻 102 頁の判例の表示）

lexsee rev rul 88-2 （連邦歳入規則第 88-2 条の表示）

lexsee 87 colum 1 rev 1137 （コロンビア・ロー・レビュー 87 巻 1137 頁の論文の表示）

制定法を直接表示させるのには LEXSTAT を使う。例えば、

lexstat oh code 1701.95 （オハイオ州法第 1701.95 条の表示）

lexstat or code 273.705 （オレゴン州法第 273.705 条の表示）

lexstat 11 us code 101 （合衆国法典集 11 巻 101 条の表示）

このようにして表示された文献を印刷したり、関連部分に飛んで読んだりする作業の仕方については、後にまとめて説明する。

B. キー・ワードによる法文献情報の調査。引用が分からない場合には、通常の LEXIS の手順に従って調査する以外にない。LEXIS の初期画面は次の図 4 のようになっている。

```

LIBRARIES -- PAGE 1 of 2
Please TRANSMIT the NAME (only one) of the library you want to search.
- For more information about a library, TRANSMIT its page (PG) number.
- To see a list of additional libraries, press the NEXT PAGE key.
NAME  PG NAME  PG NAME  PG NAME  PG NAME  PG NAME  PG NAME  PG NAME  PG NAME  PG
-----LEXIS-----
<GENFED> 1<CODES> 1<LEGIS> 1<STATES> 1 LAWREV 6
<MARHUB> 6
ADMRTY 2 FEDCOM 3 PATENT 4 CORP 2 LEXREF 6
BANKNG 2 FEDSEC 3<PENBEN> 4 EMPLOY 2 ABA 6
BKRTCY 2<FEDTAX> 3<PRLIAB> 4 HEALTH 3 BNA 6
COPYRT 2 IMMIG 3 PUBCON 4 INSRWL 3<TAXRIA> 6
ENERGY 2 ITRADE 3 PUBHW 4<MEDMAL> 3 INCORP 6
<ENVIRN> 2 LABOR 3 REALTY 4 STENV 4 LIENS 6 -ASSISTS-
ESTATE 2 LEXFAT 3 TRADE 5<STSEC> 4<ASSETS> 6 PRACT 12
<ETHICS> 2 M&A 4 TRDMRK 5 STTAX 4<DOCKET> 6 GUIDE 12
<FAMILY> 2 MILTRY 4 TRANS 5<UCC> 5 ALR 6
FEDSEN 3<MSTORT> 5 UTILITY 5
< AC for AUTO-CITE LXE (LEXSEE) to retrieve a case/document by cite>
< SHEP for SHEPARD'S LXT (LEXSTAT) to retrieve a statute by cite>

```

図 4 - LEXIS の初期画面例

この画面はライブラリ画面と呼ばれるもので、二頁から成っている。この画面は、契約の種類^⑨によって変更されるので、必ずしもこれと一致しないが、最上列の GENFED , CODES , LEGIS , STATES, LAWREV が一般に最もよく使われるライブラリである。それ以下のライブラリは、法領域によって分類されたもので、次のようなものが含まれている：海軍法(ADMRTY)、銀行法(BANKING)、破産法・倒産法(BKRTCY)、著作権法(COPYRT)、天然資源法(ENERGY)、環境法(ENVIRN)、不動産法(ESTATE)、法曹倫理法(ETHICS)、家族法(FAMILY)、通信法(FEDCOM)、証券取引法(FEDSEC)、連邦租税法(FEDTAX)、移民法(IMMIG)、国際取引法 (ITRADE)、労働法(LABOR)、企業買収(M&A)、特許法(PATENT)、会社法(CORP)、雇用法(EMPLOY)、保険法(INSRLW)、州税法(STTAX)、公共事業法(UTILTY)などである。さらに、真中に集められたライブラリには、ABA、BNA、ALR、DOCKET、GUIDE などの便利な二次的情報源が含まれている。

“np(Next Page)”と入力すればライブラリ画面の第二頁が表示されるが、これにはアメリカの各州の法律の他、イングランド、スコットランド、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランド、フランス、国際法（中国法などを含む）、ヨーロッパ共同体法などが含まれている。

一般によく使われる GENFED のライブラリを見てみよう。GENFED と入力して改行キーを押すと、図5の画面が表示される。これは GENFED ライブラリのファイル画面と呼ばれるものである。

Please TRANSMIT, separated by commas, the NAMES of the files you want to search. You may select as many files as you want, including files that do not appear below, but you must transmit them all at one time. To see a description of a file, TRANSMIT its page (PG) number.

FILES - PAGE 1 of 9 (NEXT PAGE for additional files)

NAME	PG	DESCRIP	NAME	PG	DESCRIP	NAME	PG	DESCRIP
<---COURT GROUP FILES-->			<----ADMINISTRATIVE----->			<---LEGAL DEVELOPMENTS-->		
<MEGA>	11	Fed & State Cts	ALLREG	16	FEDREG & CFR	USLIST	12	Sup.Ct Summaries
COURTS	1	Fed Cases & ALR	FEDREG	16	Fed. Register	<APPSUM>	13	Ct App Summaries
CURRNT	1	Cases aft 1989	CFR	16	Code of Fed.Reg	USLW	12	US Law Week
NEWER	3	Cases aft 1944	<LSA>	16	CFR Secs. Aff'd	USLWD	12	US Law Wk Daily
SUPCIR	1	US,USAPP & CAFC	COMGEN	14	Comp.Gen.Decs.	PUBS	37	Legal Pubs
<---U.S. COURT FILES-->			<--SUPREME COURT BRIEFS->			<NOMINE>	12	Sup. Ct. Nominee
US	1	US Supreme Ct	BRIEFS	12	Argued aft 9/79	<-----LEGISLATIVE----->		
USAPP	1	Cts of Appeal	<-----RULES----->			RECORD	26	CongRec aft 1984
DIST	1	District Courts	RULES	31	Federal Rules	USCODE	15	USCS & PUBLAW
CLCT	2	Claims Court	CIRRUL	33	Circuit Ct Rules	<BLREC>	26	CongRec & BLTEXT

To search by Circuits press NEXT PAGE. NOTE: Only court files can be combined.

図5.GENFEDライブラリのファイル一覧第一画面

この画面には、COURTS(連邦判例)、US(最高裁判例)、CFR(連邦規則)などの他、法律新聞情報などが含まれている。これらのファイルのうちのいずれかを選び、その名前を入力して改行キーを押すと図6の検索画面が表示され、調査が可能になる。ここでは、連邦法一般のファイルを例として説明したが、他のライブラリを利用する場合も、基本的には同じ手順を踏むことになる。

Please type your search request then press the TRANSMIT key.
What you transmit will be Search Level 1.
For further explanation, press the H key (for HELP) and then the TRANSMIT key.

図6.検索式の入力画面

三
四
五
(五)
二

さて、次に実際の検索の仕方と操作コマンドを説明することになるが、その前に LEXIS の検索の仕組みについて少しふれておこう。LEXIS の設計の基本思想は、初心者でも容易に使えるようにすることにある。具体的には、bigamy という検索用語を入力した場合、LEXIS はデー

データベース中で bigamy という単語が使用されている場所を示しているインバーテッド・ファイルの中の住所を見つけ出し、それらの住所を持つ文献を端末の画面に表示する。^⑩ つまり、LEXIS は入力された指示に基づいて bigamy という言葉が使われている文献を検索してくれる。bigamy and mistake のような複合検索を行った場合には、このプロセスはもう少し複雑になる。システムは、bigamy という単語の住所番号と mistake という単語の住所番号を照らし合わせ、2つの単語の住所番号が同じ文献を示していることを確認できた場合、条件を満たしたものとして結果を表示する。この場合、検索結果の文献中には必ず bigamy と mistake の両方の単語が使用されていることになる (図7参照)。

UNITED STATES, Appellee v. Staff Sergeant MAURICIO A.
OGLIVIE, United States Army, Appellant
ACMR No. 8901244
United States Army Court of Military Review
29 M.J. 1069; 1990 CMR LEXIS 126

February 14, 1990

OPINION:
... [*4] Accordingly, we find that the evidence is insufficient to prove appellant's guilt [*5] of making false official statements (Charge II and its two specifications).
II. Bigamy
Bigamy is a general intent crime. To constitute a defense to bigamy, a mistake of fact must be both honest and reasonable. M.C.M., 1984, Part IV,...

図7- "bigamy AND mistake" の検索結果

(3) 検索の実例と操作コマンド

基本的な概念を理解した上で、さっそく実際の検索を行ってみよう。検索の仕組みのところで説明したように、LEXIS は、われわれが指定した単語やフレーズを文献の全文から探してくる。良い検索結果を得るためには、それらの言葉をうまく盛り込んだ検索式を作らなければならない。ここでは、単語や句の検索に使用する演算子の使い方や、完全な検索式の作り方、そして、それをどのようにオンラインで実行するかを

説明する。

例えば、地震災害時の保険の適用について論じている文献を調べたいときはどうすれば良いだろうか。まず、ライブラリとファイルを決め、図6の画面が表示されたところで以下のように入力してみる。

insurance AND earthquake

この検索では、insurance という単語と earthquake という単語を含む文献を探していることになる。その結果、次のような文献が見つかるであろう (図8)。

OPERA BOATS, INC. v. LA REUNION FRANCIASE
Civil Action No. 86-3471
UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE EASTERN DISTRICT OF
LOUISIANA
702 F. Supp. 1278; 1989 U.S. Dist. LEXIS 274
January 11, 1989, Decided; January 12, 1989, Entered

OPINION:

... [*2] plaintiffs.

The court has jurisdiction under the admiralty and maritime laws of the United States and 29 USC § 1333.

The policy No. CUL20-11472.035 in force at all pertinent times is a "named perils" hull insurance policy. The following specific marine perils were covered under the policy at issue:

... of the Seas, Men-of-War, Fire, Lightning, **Earthquake**, Enemies, ...

図8 - "insurance AND earthquake" の検索結果

効果的な検索式を作るには、その式の中に入手したい文献の主題を最も的確に表している言葉を入れておかなければならない。この場合で言えば、地震(earthquake)と保険(insurance)である。厳密にいうと別の表現でこれらの言葉が文献中に含まれている可能性もあるから、以下のよ

insurance=insured=insuring=insure

earthquake=tremor=earth-quake

この検索のとき、ユニバーサル記号と呼ばれるエクスクラメーション記号 (!) やアスタリスク (*) を単語の中間や語尾に使えば全ての文字を入力する手間が省ける。

単語の語尾に付ける場合は、以下に示すように (!) を使う。

insur ! =insure=insured=insuring=insurance

stock ! =stockholder=stock=stockcar

depreciat ! =depreciate=depreciating=depreciation=depreciated

単語の中間文字の変化や、語尾の変化する可能性のある文字数を限定したいときは (*) を使う。

advis*r=advisor=adviser

bl**d=bleed=blood

ただし、LEXIS は不規則な変化をしない、通常の単数形や複数形とか語尾の活用変化などは自動的に考慮して検索してくれるので、それほど神経質にならなくてもよいだろう。法律の文献で良く使用される省略形なども片方を入力するだけで自動的に別の表記も拾ってきてくれる。

さて、文献中に存在する検索したい言葉を組み合わせるためには演算子と呼ばれるものを使う。難しく考えることはなく、要は集合の概念で習った“OR”と“AND”のことである。例えば、会社の吸収・合併について述べられている文献を検索するために“OR”演算子とユニバーサル記号を使って次のように入力してみた。

merg! OR acqui! OR divest! OR takeover OR take over

このように“OR”は、ほとんどの場合同義語を拾うために用いるが次のような場合も有効である。

constitutional OR unconstitutional

pre-trial OR pretrial

同様に“AND”は次のような場合に使う。

free speech AND first amendment

検索の結果見つかった文献を表示する形式は複数用意されているが、代表的なものは、CITE(.ci)(書誌事項ないし引用のみを表示)とKWIC(.kw)(文献中で検索に使った言葉が出現する箇所のみを表示)とFULL(.fu)(全文を表示)の3つである。“ci”は文献の一欄表を表示させるときに使う。KWIC形式による表示は、長い文章を全部読むことなく、自分の読みたい箇所をポイント的に抽出することができるので、内容の判断が瞬時にでき便利である。

図9は接続中に使用するコマンド(頭に“.”が付くのでドット・コマンドという)である。一見複雑そうであるが、実際これだけ覚えれば全てを使いこなすことができるというのは、オンライン検索システムとしては少ないほうであろう。それでも覚えられない人は、端末の横に次の一覧を貼っておくか、すべてがキー・ボードに登録済みでテンプレートが付いている専用ソフトを使えばよい。

検索結果の表示関連コマンド

.kw	= KWIC (検索時に使用した用語の出現する箇所のみ表示)
.vk	= KWICの表示枠の変更
.fu	= 文献の全文を表示
.ci	= 書誌事項 (サイテーションのみ表示)
.se	= 特定のセグメントのみ表示
.dl	= 別の検索レベルの表示

検索式、使用ライブラリおよびファイルの変更関連コマンド

.ns	= 新たな検索式の入力
.cf	= 使用ファイルの変更
.cl	= 使用ライブラリの変更

検索結果の通覧 (ブラウジング) 関連コマンド

.np	= 次の画面を表示
.pp	= 前の画面を表示
.fp	= 最初の画面を表示
.nd	= 次の文献を表示
.pd	= 前の文献を表示
.fd	= 最初の文献を表示
.fo	= フォーカス開始 (検索結果を対象として特定の言葉を表示する機能)
.ef	= フォーカス終了

サービスの選択関連コマンド

.ss	= サービスの選択 (LEXSEE、LEXSTAT、AUTO-CITE、SHEPARD'S など)
.es	= 選択中のサービスの終了

終了および再接続関連コマンド

.so	= 接続終了または、再接続開始
-----	-----------------

図9-1.LEXISのコマンド一覧

(4) 応用知識

検索の基本的な方法は基礎知識の説明の部分で述べた通りであるが、実際にはもっと複雑なより厳密な検索の指定も可能である。一文献中の言葉の出現箇所を指定したり、単語と単語の離れている間隔を指定することによって、微妙なニュアンスで表現される言葉を含む文献を拾ってることができる。

A. 近接演算子の利用。ここでは“W/n”という近接演算子を紹介しておこう。この演算子は、要するに検索すべき単語と単語の距離を指定する役割をもっている。次のように使用する。

free! W/10 speech and first amendment

この検索では、free! と speech という単語が必ず10文字以内に存在し、かつ first amendment という言葉が同一文献中に存在するという指定をしたことになる。特に、近接演算子“W/10”によって free speech とか freedom of speech という様々な表記のされ方が考えられる表現（この例では、言論の自由）を柔軟に拾ってくるのが可能になる。また、思っていたものとあまり関係のない文献を検索してくる確率も減る。情報検索の専門用語でいうと、適合率が高い検索をしたことになる。

B. セグメントを使った効果的検索。一つの文献中の検索する部分を指定する方法をセグメント検索という。これは当事者名や判決日、裁判官名などがすでにわかっている場合、非常に有効な方法である。LEXIS が検索を行なう最小の単位である様々な文献（レコード）は、さらにその中でセグメントという部分に分割されている。具体的には、当事者名の入力されているセグメント、判決日の入力されているセグメント、裁判官名のセグメントなどである。使い方は以下のように入力する。

writtenby(marshall) and bankrupt!

この“writtenby”というのは、裁判を担当した裁判官の名前が書かれているセグメントで、この場合マーシャル裁判官が破産について触れている判例を探していることになる。セグメントはファイルによって様々であるが、一例として連邦最高裁の判例を収録する“GENFED”ライブラリの中の“US”ファイルのセグメント一覧を紹介しておこう（図10）。なお、この一覧は、ファイルを指定した後で、“se”というコマンドを入力すればいつでも表示することができる。

The following names may be used as a segment name in your search request:

NAME	NUMBER	COURT	CITE
DATE	NOTICE	HISTORY	DISPOSITION
HEADNOTES	SYLLABUS	COUNSEL	JUDGES
OPINIONBY	OPINION	CONCURBY	CONCUR
DISSENTBY	DISSENT	OPINIONS	WRITTENBY

The following name may be used with the arithmetic operators:

DATE

Please type your search request then press the TRANSMIT key.
What you transmit will be Search Level 1.

For further explanation, press the H key (for HELP) and then the TRANSMIT key.

図10. "GENFEDライブラリ"の"USファイル"のセグメント一覧

(5) 調査結果の評価

LEXISを利用して調査した結果、余りにも多くの文献が表示されすぎる場合など、文献評価が必要となることがある。このために利用できる道具として便利なサイテータ機能が用意されている。Auto-CiteおよびShepard's Citationsがそれであるが、これらのサービスを利用するためには、評価対象となる文献の正確な引用(citation)を知っていなければならない。例えば、Rogers v. Missouri Pacific Railroad Co. という名前の事件について、判例の重要度を調べたいとき、まず最初にその正確な引用を調べなければならない。そこで、GENFEDのライブラリを選択し、図5の画面の左最上位のMEGAファイルを選択して、この判例の引用を調べる。例えば、

name(rogers and missouri pacific railroad)

と入力してその結果をリスト表示させると、同名の判決が10件画面に表示される。^⑩ この中から特に調べたい判例の引用(例えば、352 U. S. 500)をメモしておいてから、次に説明するAuto-Citeまたは

Shepard's Citations を利用する。

A. AUTO-CITE サービス。Auto-Cite サービスは、法律文献の出版社であるロイヤーズ社が10年間にわたって使用してきた引用調査システムから発展したもので、オンラインによりLEXISでのみ利用できる。Auto-Citeは、Shepard's Citationsより最新の情報を収録しており、収録対象としている判例集の範囲も違う。LEXISに接続される限り、どの時点でも“AC 352 US 500”というように調べたい判例の引用(citation)を入力すれば、画面が切り替わり図11のような情報が表示される。ここには一つの判決の取り扱いの履歴が表示されている。Auto-Citeを使えば、入力したサイテーションの事件名を含む正式な表記方法と前の判例と後の判例の情報、さらに、ロイヤーズ社のALR (American Law Reports)のその判例について触れられている該当ページに関する情報も自動的に入手できるのである。

```
Auto-Cite (R) Citation Service, (c) 1991 Lawyers Cooperative Publishing
352 US 500:                               Screen 1 of 3
CITATION YOU ENTERED:
Rogers v Missouri P. R. Co.*1, 352 US 500, 1 L Ed 2d 493, 77 S Ct 443 (1957),
SUBSEQUENT DEVELOPING CITATIONS:
<reh den> Rogers v Missouri P. R. Co., 353 US 943, 1 L Ed 2d 764,
77 S Ct 808 (1957)
PRIOR HISTORY:
Rogers v Thompson*2, 284 SW2d 467 (Mo 1955),
rewd (BY CITATION YOU ENTERED)
ANNOTATIONS Citing the CASE (BY) YOU CHOSE ABOVE with Authorities:
*1 Liability, under Federal Employers' Liability Act (45 USC secs. 51 et seq.)
for industrial or occupational disease or poisoning, 30 ALR3d 735, sec. 2.
Accrual of cause of action and tolling of limitation period of sec. 6 of
the Federal Employers' Liability Act (45 USC sec. 55), 16 ALR3d 637, sec.
2.
Comment Note.--Tests of causation under Federal Employers' Liability Act or
Jones Act, 98 ALR2d 653, secs. 2, 4.
Recovery under Jones Act in case of unexplained drowning of seaman, 81
ALR2d 1170, sec. 2.
Comment Note.--Applicability of state practice and procedure in Federal
Employers' Liability Act actions brought in state courts, 79 ALR2d 553,
secs. 4, 7.
Comment Note.--Failure of equipment required by Federal Safety Appliance
Act as constituting actionable wrong, 16 ALR2d 654, supp.
When will Supreme Court dismiss writ of certiorari as improvidently
granted, 30 L Ed 2d 629, secs. 1, 3, 4, 14.
Supreme Court review of sufficiency of evidence under Federal Employers'
Liability Act, 4 L Ed 2d 1787, secs. 2, 3, 6.
*2 Comment Note.--Tests of causation under Federal Employers' Liability Act or
Jones Act, 98 ALR2d 653, sec. 4.
Supreme Court review of sufficiency of evidence under Federal Employers'
Liability Act, 4 L Ed 2d 1787, sec. 6.
図11:Auto-Citeの画面例
```

B. SHEPARD'S CITATIONSサービス。これは同名の書籍のオンライン版である。^⑩ 現在、全部のシリーズが利用できるわけではないが、書籍版よりも新しい情報を入手できることや、判例のシェパード（判例引用一覧）を調べながら、同時にその判例に関する評釈や論文なども調査でき、極めて便利なものである。これの利用の仕方は、基本的には Auto-Cite と同じであり、どの画面でも例えば“sh 352 us 500”と入力しさえすればよい。この入力の結果は、図 12 のようになる。このように表示される情報をどのように分析し、評価するかは重要な問題であるが、本稿ではこれ以上詳しく説明することはできない。

(c) 1991 McGraw-Hill, Inc. - DOCUMENT 1 (OF 2)

CITATIONS TO: 352 U.S. 500
 SERIES: SHEPARD'S UNITED STATES CITATIONS
 DIVISION: UNITED STATES SUPREME COURT REPORTS
 COVERAGE: Shepard's 1943-1986 Supplements Through 11/91 Supplement.

NUMBER	ANALYSIS	CITING REFERENCE	PARA	NOTES
1	parallel citation	(1 L.Ed.2d 493)		
2	parallel citation	(77 S.Ct. 443)		
3	same case	350 U.S. 964		
4	same case	352 U.S. 521		
5	same case	353 U.S. 943		
6	same case	284 S.W.2d 467		
7	same case	308 S.W.2d 688		
8	followed	352 U.S. 516	1	
9	followed	352 U.S. 523	1	

To see the text of a citing case, press the citing reference NUMBER and then the TRANSMIT key.
 For further explanation, press the H key (for HELP) and then the TRANSMIT key.

⑩-Shepard'sの画面例

(6) 印刷の機能と問題点

LEXIS の機能の説明は一通り終えたことになるが、最後に印刷の問題にもふれておきたい。検索の結果得られた情報（特に論文・判例等の原文）を印刷したいことが多いが、これは必ずしも容易ではない。使用しているコンピュータについているプリンターのスイッチをオンにしておき、必要なページのハードコピーをとるのが一番簡便であるが、数十

枚に及ぶ文献を印刷するには、“.np(Next Page)”と打ち込んでコピー・キーを押すという操作を繰り返すのは非常に煩瑣である。この点を考えるならば、IBMまたはMacintoshを使い、専用のLEXIS 2000というソフトウェアを使うと便利である。^⑩ 検索中に印刷したい文献があれば、PRINT キーを押して印刷確認の Y を押しておき、検索を終了して回線を切るときにまとめて印刷することになる。

第 4 章 補助的情報サービスの利用

朝日新聞、日本経済新聞、読売新聞などの新聞社や、ニフティ・サーブと呼ばれるコンピュータ会社の通信網の中には、補助的情報サービスが含まれている。上述の日本のデータ・ベースのうちのいくつかは、かなりの料金がかかることは別として、これらのネットワークを通じて利用することができる。フランスに関しては、Minitel と呼ばれるものがあり、法令や主要な判例はこれでも調査できる。後にソフトウェアの開発と関連して利用したいと思っているので、これらのうち朝日新聞のデータ・ベースのことに一言ふれておこう。このデータ・ベースは、これまで出版されたすべての朝日新聞の記事が検索の対象となっており、検索キーは、LEXIS の場合と同じように、記事で使われている言葉のすべてである。これ以外に、毎日、専門のスタッフによって特別に付けられた検索用語によっても検索できるようになっている。この方針は、判例検索などでも採用されるべきものであり、後に説明するモデルでも部分的に模倣されている。

ところで、補助的情報サービスとして位置付けうるデータ・ベースが学術情報センターのそれに含まれており、この利用も当然念頭に置かれ

るべきである。例えば、目録所在情報データベース(図書)、目録所在情報データベース(雑誌)、現行法令データベース等、数多くのデータ・ベースが用意されている。これらは、書籍がどの大学の図書館に所在しているか、特定の研究者がどのような論文を書いているかなどの検索や、日本の法令の原文を入手したいときに利用できる。また、著書、論文の検索は、外国についても同じように検索が可能である。他の研究領域のデータベースは、法律関係よりも充実しているようであり、研究の領域・方法によっては、それも利用できる。この利用は、非常に安く、オンラインのデータ・ベースを利用するための練習用として位置づけることもできる。

第5章 調査方法の改良

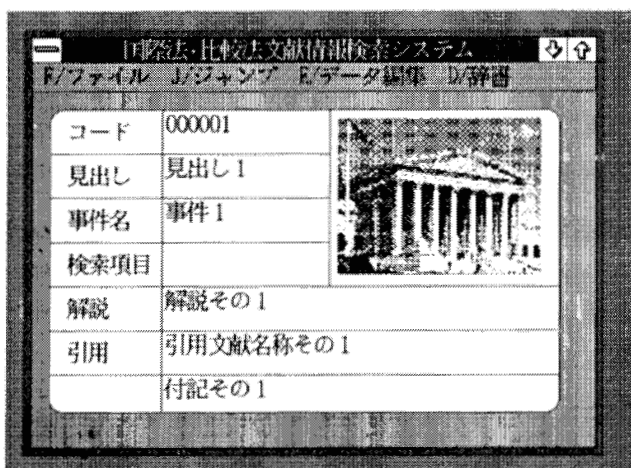
(1) ソフトウェアの開発

実際に各種のデータ・ベースを利用してみると、これを使うための機種が特定されていたり、データの整理の仕方がまちまちである。そもそもデータを読めないということさえありうる。特に外国のデータ・ベースを利用する場合、説明がすべて外国語で書かれているために、解読に時間がかかるため、膨大な通話料を消費してしまうことも多くある。^⑤そこで、学内プロジェクトとして特に重要視したのは上述のようなデータ・ベース等を効率よく利用するためのソフトウェアの開発である。これはそれほど簡単な話ではないが、滝口氏が作成した実験的なプロトタイプ・モデルをまず紹介することにしよう。

具体的には、このモデルは以下のようなものになっている。



上の図13が初期画面で、世界地図の任意の国をマウスで選択することにより、その国の法律についての検索をするための画面へ移行する。図14がそれぞれのデータを検索・参照するための画面である。この例はアメリカ法の検索の場合を示している（右上の写真はアメリカの連邦最高裁判所）¹⁶。



1件の情報が1枚のカードになっている。基本的には一般的なカード型データ・ベースであると考えてよい。但し、法律のデータの1件の情報量(長さ)がまちまちであり、場合によっては非常に詳細な情報を入力したいこともある。そのために、通常の固定型データ・ベースではなく、解説等の部分の窓内のデータを可変サイズとし、窓の大きさを変更可能にし、かつスクロール可能にした。また、検索対象としてキー項目だけでなく、可変可能な解説文書の中に使われている語彙も検索対象項目となる、一種のハイパー・テキストを目指している。ハイパー・テキストを使うことにより、通常のキー項目検索に比較して、より弾力的に効率よく検索できる。

現在構築中のデータ・ベースの第二の特徴は、システム自体に辞書(主として専門用語)を直接参照するための別のウィンドが用意されており、外国語の説明が画面に出てまごついたり、検食用語が分からなくて困ったりしないように設計されている。辞書構造をシンプルなものにして、かつ構造を公開すれば、CD-ROM等での電子出版物(日本語ワープロ)として独立される可能性をもつものである。このように独立させる場合、オアシスと広辞苑を連結させている方式でモデル・ソフトウェアと連結させることになる。

第三の特徴としては、マルチ・ウィンドを採用しているため、複数のカードを同時に参照し、複写することが可能になっていることがあげられる。判例を検索しながら、同時に関連法令を調べたり、論文を調べたりすることが可能なのである。もちろん言うまでもなく、検索の項目を絞ったり、普通のデータ・ベースでできることは当然このソフトウェアでもできる。

(2) コンピュータ利用のための環境条件

本稿で紹介したLEXIS等のデータ・ベースを利用するためには、基

本的なハードウェア（コンピュータとモデム）とソフトウェア（通信ソフト）を準備しなければならない。かなりパソコン通信が普及しているので、雑誌やコンピュータ専門書を読めば利用の環境を自分でも作れるが、細かい部分の設定は専門家に頼んだほうがよい。しかし、自分で準備しようとする人のために、最小限の条件を簡単に説明しておこう。

まず第一に、一定量以上のメモリー能力(100 メガバイトあれば理想的)を持ったハードディスクの付いたコンピュータが必要であることは言うまでもない。通信用のソフトウェアは、先にも述べたように、LEXIS については、VT 100 型で通信できるもので、モデムは PM 2400 の能力をもつものを使う。筆者の場合、FMR 70-HX 3 の機械に FUJITSU-PM 2400 F を付けている。しかし、個人の使用だけではなく、大学全体で使うときにはもっと強力な CPU(486 等) を使い、大容量の記憶装置を備付けなければならない。現在作成中のソフトウェアは、他の機械でも、また諸外国でも利用できるように、Windows と呼ばれるソフトウェア上で動くように作られている。従って、当然このソフトウェアも必要となる。将来、本格的な実施を行うときには、UNIX で動かす LAN 環境を構築することになる。

(3) 将来に残された課題——Quick Finder の開発

ところで、上述のモデルを実施に移した場合、まず最初に行わなければならないことは、信頼のできるデータを入力することである。しかし、そのソフトウェアは、LEXIS 等の既存のデータ・ベースを利用するためのものであるから、データの入力がなくても十分利用できる。ただ、入力されたデータの分量が多くなればなるほど、LEXIS などの利用の効率を加速度的に高めてくれるというだけのことである。しかし、これ自体が、日本人の目で作られた LEXIS の日本語版としての役割を果たしうるところまで発展する可能性を秘めており、入力に最大の努力を払

うことにはそれなりの意義がある。いずれにしても、効率のよい検索ないし操作方法および情報評価の方法をさらに工夫することが必要になる。これについても、AI（人工知能）を利用して新しい工夫を作る予定であるが、この部分はまだ公開する段階に至ってはいない。将来の検討を必要とする部分である。

第6章 結びに代えて

本稿で書いたことは、全体のプロジェクトのほんの一部だけである。最近のコンピュータはアメリカを凌ぐほどに改良され、法律学でも利用できる部分が目に見えてきた。例えば、スキャナーで外国語の文献をコピーしてコンピュータに読み込ませ、それを文書形式に変換すれば、自動翻訳のシステムを利用して日本語に翻訳することができる。また、1000メガバイト程度のハードディスクを準備できるならば、自分の研究に必要な文献を読み込ませて整理しておけば、ただ単に自分専用の図書館が机の上にあるというだけでなく、自宅に資料を転送したり、部分的に小さなフロッピー・ディスクにコピーして旅行に持参したりすることも可能になる。さらには、本稿で述べたことを総合的に一本化したものを作ることもできる。ロボットの開発も進んでおり、文献を図書館から運ばせたり、コーヒーを入れさせる程度のことをさせることは困難ではない。このようなことが実現すれば、日本の法学部の研究環境も、欧米なみの条件で研究のできるレベルに達するはずであるが、現在のところ、主として財政上の理由から、実現は夢の話となっている。

注1 特に、『法学文献の調べ方』(1978年)の著者、板寺一太郎氏には2回の特別講義をしていただいたので、ここで感謝の意を表しておきたい。また、後に述べる独自のソフトウェアの開発に関しては、ファコム・ハイタックの秋山敬悟氏及び高橋美津秋氏にお世話になった。厚くお礼を述べておきたい。

注2 現在、このプロジェクトは、3年の特別研究として継続されており、将来、完成したときに最終報告をする予定である。

注3 本稿ではLEXISについてのみ言及しているが、WESTLAWも基本的にはほとんど同じものである。LEXISを利用すればアメリカ法以外の諸国の検索が可能であること、収録されている論文や雑誌情報に差があることを除けば、判例、法令などの基本的な部分に関しては差がない。WESTLAWは法律関係の有名な出版社であり、同社の出版物と関連づけられているという点では、このデータ・ベースの方に利点がある。

注4 1960年代の初めにオハイオ州の弁護士会が、複雑化する法律情報の調査手段を簡便化し、弁護士の業務の負担を軽減するために一連の業務のコンピュータ処理を検討し、William G. Harrington氏を中心としてオハイオ・プロジェクトが企画された。このプロジェクトの中に、法律調査の過程をコンピュータ化する条件として、索引を使わないこと、全文検索であること、オンラインであること、使いやすいシステムであることなどが挙げられている。同弁護士会は、この要求に合致する情報検索システムを開発するために1967年にData Corporationと契約し、その計画を実現するための非営利団体Ohio Bar Automated Research(OBAR)を創設した。その後まもなく、事業規模とシステム機能の拡大を図るためにこの組織はミード社に吸収された。ミード社は、この子会社にMead Data Centralという名前を付け、その法律情報検索システムがLEXISと呼ばれようになった。

注5 連邦および州の判例、制定法、立法・行政関係資料、注釈集、ロー・

レビューの論文など膨大な量の資料の原文を収録している。

注6 CD-ROM版(1991年12月)は1981年8月から1991年10月までに収録されたものが含まれており、最近、LEXISのオンラインでもこれを利用できるようになった。これに相当する書籍としては、現在、Current Law Indexと呼ばれるものがある。

注7 最近、CD-ROMでも利用できるようになった。これを使うために東芝のコンピュータが必要である。

注8 企業法学では法律判例文献情報(CD-ROM)を利用しているが、適応機種は富士通FMRまたはTOWNS、PC 9800、または東芝J-3100のみである。

注9 TTYでは反転表示機能などがなく、画面が読みづらくなる。

注10 丸善では、一般契約の他、大学等の教育機関を対象とした固定料金制のアカデミック・サービス契約を認めている。

注11 文献はオハイオ州のMead Data Central社に裁判所や出版社から直接電送されたり、スキャナーで読み込んだりして、毎日、自動的にデータが入力されている。このように入力されたデータは、元のままの形で出力専用のリニア・ファイルと呼ばれる記憶装置に保存される。保存された文献中の個々の単語にアドレスと呼ばれるコンピュータの住所番号が付けられ、日本時間の午後4時頃にデータの更新がなされる。住所番号によって単語がどの文献のどの部分に存在するか認識できるようになる。住所番号をふられた各文献中の単語は、一定の配列規則に従ってコンピュータの別のメモリに複製される。この複製ファイルを一般的にインパーテッド・ファイルまたは転地ファイルと呼ばれる。このファイルは、データ・ベースを構成する文献に含まれるすべての単語の出現箇所と頻度に関する情報をもっている。

注12 rogers w/15 missouri pacific railroadとして検索しても構わないが、この場合には判例の表題でなく本文にその言葉が使われているものまで

検索される。この場合、221件がリストされた。ちなみに、この検索で使ったMEGAは、連邦判例及び州判例を併合したもので、LEXISをサイテータとして利用するときを使うと便利である。

注13 FEDERAL CITATORS (United States, Federal Cases, Federal Bankruptcy, Federal Tax, Federal Labor Law, Administrative Law, Patents & Trademarks 等)、REGIONAL CITATORS (Atlantic, California, New York, Northeastern, Northwestern, Pacific, Southern, Southeastern, and Southwestern Reporters)、および STATE CITATORS (Alabama 以下 Wyoming までの50州)が含まれている。

注14 Mead Data Central社自身が開発したLEXIS専用の通信用ソフトウェアで、オート・パイロット機能が付いているので、これを使って第3章の初めに説明した接続のプロセスを全部自動化できる。また、操作コマンドも予めキー・ボード(または画面のコマンド表示部分)に割り当てられているので、同章3節で説明したコマンドを覚える必要もない。印刷もプリントのキーを押すだけで済むが、Mail It(mi)印刷は時間がかかりすぎるので使わないほうがよい。ちなみに、このソフトウェアは近くNECの9800シリーズにも移植される予定であると聞いている。

注15 前掲注10に述べたようなアカデミック・サービス契約でない一般の契約であれば、従量制で料金が計算され、1分間550円の基準で利用料金を払わなければならない。日本のデータベースを利用する場合にも、この程度の使用料が課される。

注16 検索画面としては、アメリカの他、日本、イギリス、フランス、ドイツ、中国、ソヴィエト、アジア、ヨーロッパ、アフリカ、北アメリカ、南アメリカ、オセアニア、その他諸国の合計14画面が用意されている。ソヴィエトまでのデータベースでは、さらに論文、著書、判例、参考文献、法令の5つのファイルに細分されている。